

福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、福岡市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準をいう。
- (2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第 1 項に規定する機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。

第 2 章 認定の手続き

(認定の申請)

第 3 条 法第53条第 1 項又は法第55条第 1 項の規定により認定の申請をしようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条 1 項又は第45条に基づき、申請書の正本及び副本各 1 通に、必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

2 法第54条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、前項の申請書及び図書のほか、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本 1 通及び副本 1 通を市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第 4 条 市長は、前条第 2 項の申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画に基づく通知書（様式 1 ）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(技術的審査の実施機関)

第 5 条 法第53条第 1 項又は法第55条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める機関（以下「技術的審査の実施機関」という。）において、認定基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅のみの場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 非住宅のみの場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (3) 住宅、非住宅の複合建築物 登録住宅性能評価機関、登録建築物エネルギー消費性能判定機関を兼ねる機関

2 申請者は、前項の技術的審査を受けた場合において、技術的審査の実施機関が発行する認定基

準に適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の写しを申請書に添付するとともに適合証の原本を市長に提示するものとする。

- 3 前項の規定により添付する適合証は、第 1 項の認定基準について、適合していることを証したものでなければならない。

（認定の申請に必要な図書）

第 6 条 省令第41条第 1 項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、別表 1 認定申請に必要な図書（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

- 2 省令第41条第 3 項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表 2 認定申請にあたって省略できる図書（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表（イ）欄に定めるものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 法第53条第 1 項又は法第55条第 1 項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届（様式 2）の正本 1 通及び副本 1 通を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（建築等の取りやめ）

第 8 条 低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとする者は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（様式 3）の正本 1 通及び副本 1 通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

（認定する旨の通知）

第 9 条 市長は、法第53条第 1 項又は法第55条第 1 項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合すると認められる場合は、通知書により申請者に通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第10条 市長は、法第 53 条第 1 項又は法第 55 条第 1 項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合しないと認められる場合は、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書（様式 4）により申請者に通知するものとする。

（審査の委託）

第11条 市長は、法第53条第 1 項又は法第55条第 1 項の規定による認定の申請があった場合は、第 5 条の規定により技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、技術的審査の実施機関に委託することができる。

（市長以外の者の指示による申請書等の補正）

第12条 第11条の規定により、市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、市長は、当該事項の補

正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

第 3 章 その他

(報告の徴収)

第13条 認定建築主は、認定に係る住宅の建築の工事を完了したときは、原則として認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式5)に建築士による工事監理報告書等の必要図書を添えて、これによりがたい場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式6)に建築工事の受注者による建築物の建築工事を完了した旨の報告書(様式7)等の必要図書を添えて、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第14条 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、認定低炭素建築物新築等計画の改善に関する命令書(様式8)により行うこととする。

(認定の取消し)

第15条 市長は、法第58条の規定による場合、又は第8条の申出書の提出があった場合であって低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すことを決定したときは、低炭素建築物新築等計画の認定取消に関する通知書(様式9)により認定を受けた者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第16条 省令第44条に規定する認定基準に適合することが明らかな計画変更は、低炭素建築物新築等計画の認定を受けており、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能が向上する変更
- (2) 設計一次エネルギー消費量が、認定基準の基準一次エネルギー消費量に比べて1割以上下回るもので、変更後の設計一次エネルギー消費量の増加が1割以内に収まるもの

(軽微変更該当証明書)

第17条 省令第44条の規定に基づき軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとするものは、軽微変更該当証明申請書(様式10)に低炭素建築物新築等計画、若しくはその写し、及び変更内容を記載した図書を添付し、申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が、省令第44条に規定する軽微な変更該当すると認める場合は、軽微変更該当証明書(様式11)を交付するものとする。

3 市長は、1の項の規定による申請の内容が、省令第44条に規定する軽微な変更該当しないと認める場合は、軽微な変更該当しない旨の通知書(様式12)を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

別表 1 (認定申請に必要な図書：第 6 条第 1 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	第 5 条第 1 項の規定により技術的審査の実施機関の技術的審査を受けた場合	適合証の写し (注 1)
(2)	規格化された型式の住宅で、外壁、窓等を通しての熱損失の防止性能について、その性能を国土交通大臣が認めた場合	当該基準に適合する旨の認定書等の写し
(3)	日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級が等級 3 に該当する措置を講じた場合	住宅性能評価書又は住宅型式性能認定書の写し
(4)	法第10条第 4 項の通知(法第11条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)又は法第54条第 3 項の通知(法第55条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)があった場合において、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合判定の対象となる建築物に係る計画である場合	・指定構造計算適合性判定機関が発行する適合判定通知書の写し ・建築基準法施行規則第 3 条の 7 第 1 項第 1 号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類(注 2)
(5)	その他	認定の審査において必要と認める図書

(注 1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第 6 条第 1 項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表 1 の断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合していること)の写しを含む

(注 2) 市長が法第 9 条(法第11条第 2 項により準用する場合を含む。)又は法第53条(法第55条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)の規定による認定をするまでの間に提出

別表 2 (認定申請にあたって省略できる図書：第 6 条第 2 項関係)

	(ア)	(イ)
(1)	別表 1 の(2)において認定書等の写しを添付した場合	当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	別表 2 の(3)において評価書又は認定書の写しを添付した場合	当該評価書又は認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

様式 1

低炭素建築物新築等計画に基づく通知書

年 月 日

建築主事 様

福岡市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 2 項（同法第55条第 2 項において準用する場合も含む。）による申し出がありましたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 4 条の規定に基づき、通知します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
- 3 申請者の住所及び氏名
- 4 通知する建築物の位置
- 5 低炭素建築物新築等計画の内容

様式 2

低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届

年 月 日

福岡市長 殿

届出者 住 所
氏 名

下記の低炭素建築物新築等計画の認定申請については、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 7 条の規定に基づき取り下げます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 低炭素建築物新築等計画の申請位置
福岡市 区
- 4 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい
2. ※欄は記入しないで下さい

様式 3

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

福岡市長 殿

届出者 住 所
氏 名

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、その認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、福岡市認定低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 8 条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
福岡市 区
- 4 認定建築主の氏名
- 5 理由

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい
2. ※欄は記入しないで下さい

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

福岡市長 印

下記の低炭素建築物新築等計画の申請については、下記の理由により、都市の低炭素の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定による認定をしないこととしたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 10 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、福岡市(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の申請年月日
- 2 低炭素建築物新築等計画の申請者の住所
- 3 低炭素建築物新築等計画の申請に係る建築物の位置
- 4 理由

様式 5

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

福岡市長 殿

申請者 住 所
氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 13 条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定低炭素建築物新築等計画建築物の位置 福岡市 区
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築の工事が完了したことを確認した建築士等
()建築士()登録第 号
住 所
氏 名
【建築士事務所名】()建築士事務所()知事登録第 号
所在地
- 6 工事中の軽微な変更の内容
- 7 建築確認済証の交付を受けた日 年 月 日
- 8 建築確認済証の交付番号

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい
2. ※欄は記入しないで下さい
3. 「6 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
4. 工事監理報告書等、認定低炭素建築物新築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付して下さい。

様式 6

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

福岡市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 13 条の規定により、下記の通り報告いたします。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 当該建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を実施した施工者
施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式 7

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名

下記の建築物の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了しましたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第13条の規定により、下記の通り報告いたします。

1. 建築物の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画の改善に関する命令書

年 月 日

様

福岡市長

印

下記の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、認定低炭素建築物新築等計画に基づく改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、福岡市(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

低炭素建築物新築等計画の認定取消に関する通知書

年 月 日

様

福岡市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 15 条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内)に、福岡市(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
- 3 認定建築主の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 理由

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

福岡市長様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、認定に係る低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る。）の変更が、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する低炭素建築物新築等計画】

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

【認定通知書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

福岡市長

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に限る。）の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 軽微変更該当証明申請番号 第 号
4. 建築物又はその部分の概要
 - 用途
 - 工事種別
 - 構造
 - 敷地面積 m^2
 - 建築面積 m^2
 - 延べ面積 m^2
 - 階 数 地上 階、地下 階

軽微変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 様

福岡市長

下記の低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に限る）は、下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条に規定する軽微な変更該当しないと判定しましたので、福岡市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する実施要綱第 17 条第 3 項の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内）に、福岡市（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 . 軽微変更該当証明の申請年月日
- 2 . 低炭素建築物新築等計画の申請者の住所
- 3 . 低炭素建築物新築等計画の申請に係る建築物の位置
- 4 . 理由